

○中央区議会政務活動費の交付に関する条例

平成十三年三月二十九日

条例第一号

改正 平成一三年一〇月一八日条例第二九号

平成一四年三月二八日条例第一号

平成一四年六月二八日条例第一七号

平成一九年三月二二日条例第二号

平成二〇年三月三十一日条例第三号

平成二〇年一〇月二〇日条例第二一号

平成二五年二月二八日条例第二号

中央区議会政務活動費の交付に関する条例

(題名改正〔平成二五年条例二号〕)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、中央区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成一四年条例一七号・二〇年二一号・二五年二号〕)

(議長、会派及び議員の責務)

第二条 中央区議会議長（以下「議長」という。）は、中央区議会における会派（以下「会派」という。）及び議員が活発に調査研究その他の活動を行い、かつ、これに要する政務活動費を適正に執行できるよう、この制度の健全な運用に努めなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その透明性を確保しなければならない。

(追加〔平成一九年条例二号〕、一部改正〔平成二五年条例二号〕)

(交付対象)

第三条 政務活動費は、会派又は議員に対して交付する。

(一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕)

(会派に対する政務活動費)

第四条 会派に対する政務活動費は、当該年度における各月一日（以下「基準日」という。）現在の当該各会派の所属議員数に月額十三万円を乗じて得た額を交付する。

2 一半期の途中に新たに結成された会派に対しては、結成の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）から政務活動費を交付する。

- 3 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第一項の所属議員数に含まないものとし、議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 一半期の途中で会派の所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費については、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を下回るときは、区長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 会派は、一半期の途中で解散した場合は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（追加〔平成一九年条例二号〕、一部改正〔平成二五年条例二号〕）

（議員に対する政務活動費）

第五条 議員に対する政務活動費は、前条第一項の規定により政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員を除き、基準日に在職する議員に対して、月額十三万円を交付する。

- 2 一半期の途中において新たに議員となった者及び政務活動費の交付を受けていた会派から離脱した者に対しては、その事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき又は政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、一半期の途中において議員でなくなったとき又は政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（全部改正・一部改正〔平成一九年条例二号〕、一部改正〔平成二五年条例二号〕）

（交付方法）

第六条 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一半期の途中で議員の任期が満了する場合は、政務活動費は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

（全部改正・一部改正〔平成一九年条例二号〕、一部改正〔平成二五年条例二号〕）

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第七条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、区民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(全部改正〔平成二五年条例二号〕)

(経理責任者)

第八条 会派は、政務活動費の経理を行わせるため、経理責任者を置かなければならない。

(一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕)

(収支報告書等の提出)

第九条 会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類」という。)を添えて、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、別記様式によるものとし、前年度の交付に係る政務活動費について、証拠書類とともに、毎年四月三十日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき若しくは政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員(議員であった者を含む。)は、その事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に収支報告書及び証拠書類(以下「収支報告書等」という。)を提出しなければならない。

(一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕)

(透明性の確保)

第十条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書等の内容について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、前項の調査において必要があると認めるときは、会派及び議員に対し、説明を求め、又は指示をすることができる。

(一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕)

(政務活動費の返還)

第十一条 会派の代表者及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員が第七条の規定に基づき支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕)

(収支報告書等の保存、閲覧等)

第十二条 議長は、第九条の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 何人も、第一項の収支報告書等の写しの交付を請求することができる。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を受ける者の負担とする。
- 4 前項の費用の額は、中央区情報公開条例（平成十三年十月中央区条例第二十九号）別表に規定する写しの交付に係る加算額とする。

(一部改正〔平成一三年条例二九号・一四年一号・一九年二号〕)

(委任)

第十三条 第四条から第六条までに關し必要な事項は、区規則で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、議長が定める。

(一部改正〔平成一九年条例二号〕)

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一八日条例第二九号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二八日条例第一号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日条例第二号）

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区議会政務調査費の交付に關する条例の規定は、平成十九年五月分以後の交付に係る政務調査費から適用する。

附 則（平成二〇年三月三十一日条例第三号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二〇日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年二月二八日条例第二号）

1 この条例は、平成二十五年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の中央区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の中央区議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお、従前の例による。

別表（第七条関係）

（一部改正〔平成一九年条例二号・二五年二号〕）

項目	内容
研究研修費	一 会派又は議員が研究会、研修会等を開催するために要する経費 二 会派の所属議員又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 三 区政に関する調査研究その他の活動の委託に要する経費
視察調査費	会派又は議員が行う調査研究その他の活動のために必要な他都市調査又は現地調査に要する経費
資料費	一 会派又は議員が行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費 二 会派又は議員が行う調査研究その他の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報広聴費	一 会派又は議員の調査研究その他の活動、議会活動及び区政について区民に報告又は周知するために要する経費 二 会派又は議員が区民等から会派又は議員の政策、区政等に対する要望又は意見を聴取するために要する経費
人件費	会派又は議員が行う調査研究その他の活動を補助する者を雇用する経費
事務費	会派又は議員が行う調査研究その他の活動に係る事務遂行に要する経費

別記様式(第7条関係)

甲

年 月 日

中央区議会議長 様

会派名 代表者氏名
(又は議員氏名)

㊦
㊦

年度政務活動費の収支報告について

年度政務活動費収支報告書を別紙のとおり提出します。

乙

年度政務活動費収支報告書

会 派 名
(又は議員氏名)

- 1 収 入
政務活動費 _____円
- 2 支 出
- (1) 研究研修費 _____円
(2) 視察調査費 _____円
(3) 資 料 費 _____円
(4) 広報広聴費 _____円
(5) 人 件 費 _____円
(6) 事 務 費 _____円
- 合 計 _____円
- 3 残 額 _____円

備考 本様式には、議長が定める内訳書を添付すること。

別記様式（第7条関係）

（一部改正〔平成二五年条例二号〕）